

(仮称) 足代新町ホーム新築工事

工事概要説明書

工事参加業者募集要項

社会福祉法人 青山会
理事長 田中宏一

令和7年4月28日

(仮称) 足代新町ホーム新築工事

工事概要説明書 兼 工事参加業者募集要項

1 募集に付する事項

1. 工事名称 (仮称) 足代新町ホーム新築工事
2. 発注者 大阪府東大阪市菱屋東2-4-21相栄ロイヤルビル5階
社会福祉法人青山会 理事長 田中宏一
3. 工事場所 大阪府東大阪市足代新町18番2
4. 工事概要 寄宿舍新築工事
構造 鉄骨造5階建て 延床面積 約307㎡
種類 建築工事一式、各種設備工事一式、外構工事一式
5. 工事期間 着工予定 令和7年7月1日(火)
竣工予定 令和8年2月27日(金) 予定
6. 請負業者決定方法 総合評価落札方式

2 募集に参加する者に必要な資格

単独企業であり、以下の要件を全て満たしている事

1. 地方自治法施工167条の4第1項(昭和22年5月3日政令第16号)に定める要件に該当しない者
2. 建設業法第3条(昭和24年法律第100号)による許可を受けている者
3. 総合評価入札時参加者募集広告の日から業者決定するまでの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
4. 法人の役員、若しくはこれらの親族が役員に就いている業者など、法人の役員が特別の利害関係を有する業者でない事
5. 建築工事について建築業法に基づく特定建設業の許可を有している事
6. 大阪府に本社を設置している事
7. 応募者は大阪府または大阪市入札参加資格を有し、建設工事の承認種目登録をしている者で項目A建築工事の総合評定値(P)が900点以上である事
8. 過去の経営状況において財務実績が良好な者(経営事項審査結果通知書の総合評定値(Y)が750点以上)
9. 当該工事に配置する監理技術者は専任とし、一級建築士又は一級施工管理技士の有資格者であり、恒常的な3カ月以上の雇用関係にある者
10. 大阪府または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けていない事
11. 総合評価入札参加募集の公告の日から総合評価入札を実施するまでの期間において大阪府または大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない事

3 参加資格の審査申請方法

1. 受付期間 令和7年4月28日(月)～令和7年5月12日(月) 午前10時まで

2. 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く
午前10時～午後5時 下記参照先まで電話の上、持参する事
3. 提出書類 ① 参加申込書
② 資格確認調書（大阪府または大阪市の入札参加有資格者名簿の
自社分を印刷したもの）
③ 建設業許可証明書
④ 経営事項審査結果通知書（審査基準日から1年以内のもの）
⑤ 貴社 会社案内 1部
4. 申請書類の配布 東大阪市菱屋東2-4-2 1相栄ロイヤルビル5階
場所及び提出先 法人本部 事務局長 廣田 宛
5. 資格審査 応募書類受付後審査を行い令和7年5月16日（金）までに
及び結果通知 Eメールにて通知します

4 設計図書の交付 令和7年5月16日（金） ※青山会本部においてCDにて交付
（設計図書及び仕様書は工事費積算等の目的以外に使用しない事）

5 質疑関連

1. 提出日時 令和7年5月20日（火） 午前10時まで
※質疑なき場合もメールにて必ず提出の事
※見積もり段階でのVE案は一切受け付けない
2. 提出場所 東大阪市菱屋東2-4-2 1相栄ロイヤルビル5階
法人本部 事務局長 廣田 宛
アドレス：s.hirota@seizankai.or.jp
3. 質疑回答 令和7年5月26日（月） 午後6時

6 総合評価入札時に提出・返納する書類

1. 宛名 社会福祉法人 青山会 理事長 田中宏一
2. 提出場所 東大阪市菱屋東2-4-2 1相栄ロイヤルビル5階
法人本部 事務局長 廣田 宛
3. 提出日時 令和7年5月30日（金） 午前10時まで
4. 提出書類 ① 工事費見積書、内訳明細書（消費税相当額を加算した額とする）
正1部・副1部（左記部数を密封の上提出の事）
② 工事工程表 2部
③ 施工期間内 設計監理費見積書、内訳明細書
（消費税相当額を加算した額とする）
5. 返納書類 ① 令和7年5月16日に交付した設計図書
6. 書式 ① 「建築工事内訳書標準書式」による
② 見積書に記名捺印のないものは無効とする
7. 消費税 見積書には消費税込みとして提出の事

7 総合評価入札時の無効に関する事項

- ① 総合評価入札に関する条件に違反した業者の見積は無効とする
- ② 総合評価入札参加資格のある事を確認された者であっても、総合評価入札時点において参加資格を失っている者のした見積は無効とする

- ③ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤った記載、記載漏れ若しくは金額不明な見積書
- ④ 総合評価入札締め切り時間に遅れた見積書
- ⑤ 総合評価入札不参加であった業者は辞退とみなす

8 落札の決定方法

- ① 見積提出した業者のうち青山会で見積金額を含め多角的評価を行い最適と判断した業者を落札者とする ※ホームページにて公表
- ② 同価の見積を提出したものが2社以上ある場合は、再提出日を別途連絡する

9 関係会社の制限

当該比較見積に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうち1者しか参加できない

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する会社更生（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く

- ① 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある会社

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が会社更生法又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く

- ① 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

- ① 組合とその組合員
- ② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ③ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は、受任を設けている場合は、その支店の所在地が同一場所である場合
- ④ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が他方の会社と同一である場合
- ⑤ 本見積合わせに携わる者が一方の会社と他方の会社と同一である場合

10 契約及び支払い条件

- ① 契約は民間連合協定の「工事請負契約約款」に準じて提携する（契約に必要な図書は請負業社負担とする）
- ② 一括下請、一括委任の禁止する旨、請負契約書に明記する（約款第5条「あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ」を削除）
- ③ 支払条件

契約締結後30%、上棟時30%、工事完了引渡後40%
(約款第26条全文削除)

11 その他

- ① 応募時提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする
- ② 応募時提出書類は返却しない
- ③ 本募集要項に変更があった場合には、参加業者に速やかに通達する
- ④ 本工事は図面契約であり、参加業者は設計図書を熟読し、見積を行う事。設計図書の不明箇所等については質疑書を提出し回答を受ける事
- ⑤ 参加業者は見積提出後に本書、設計書、仕様書、図面及び質疑回答書等指示資料の採否結果について不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない
- ⑥ 落札者は速やかに工事請負契約書案、総合工程案、現場代理人届、監理技術者届を発注者に提出し、承認を受ける事
- ⑦ 落札者は、契約書の製本を事業主の承認を得た後、工事請負契約書、工事請負契約約款、工費内訳明細書、現場説明書、設計図書、質疑応答書、設計追記事項、その他必要なものを閉じこんで行う事。発注者、落札者用の計2部を用意する事
- ⑧ 落札者は工事着手前に、近隣住民様に工事説明を行う事。これに要する諸経費は落札者負担とする
- ⑨ 請負契約締結後、工事範囲、工事内容を発注者、監理者と協議し速やかに工事を進める事
- ⑩ 前面道路の工事車両駐車禁止や工事中の騒音・振動の防止及び工事車両の洗浄等清掃に努め近隣住民様への配慮を十分に行う事。また周辺道路の環境整備に努める事
- ⑪ 工事車両の出入りに際しては、車両、歩行者の通行に支障が無いよう常に配慮し、交通の安全に努める事
- ⑫ 設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められるものは、係員の指示に従い本工事請負金額の中で施工するものとする
- ⑬ 就航後の点検は1年目、2年目とし事業主及び監理者の立会いのもと実施する事
- ⑭ 発注者からの別途工事が発生した場合は別途請負契約を締結するものとする
- ⑮ 本工事では落札者が施工監理及び建設工事を行うものとする